

■ デジタル社会形成基本法等の改正法案が成立

日本では現在、少子高齢化の限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行するため、デジタルの活用が急務となっている。政府はデジタル化3原則として、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、ワンスオンリー（行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続きにおいて一度限りの情報提出とすること）、コネクテッド・ワンストップ（複数の手続が一カ所でできること）を掲げ、この実現のための環境整備に努めている。

これには、行政機関等が保有するデータの品質確保を徹底して円滑なデータ連携を促進することや、円滑なデータ連携の前提である本人確認のためにマイナンバーカードの利便性向上を図ることが必要である。

これらをふまえ、デジタル庁により国会に提出されたデジタル社会形成基本法及び関連する複数の法律を改正する法案が成立した。それぞれの法律の主な改正内容を紹介する。

デジタル社会形成基本法

デジタル社会形成基本法とは、デジタル社会の形成に関して、基本理念や施策策定の基本方針、国・自治体・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成について定めた法律である。

デジタル社会形成基本法では、データの品質確保の点で以下の改正が予定されている。

- 基本方針において、情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等のデータの品質の確保のための措置を講ずる旨を規定。
- 重点計画の記載事項に「データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策」を追加。

デジタル手続法

デジタル手続法とは、国民の利便性向上と行政機関の業務効率化のため、行政手続を原則、電子申請に統一することを定めた法律で、引越しや相続といった行政手続のデジタル化が進行中だ。

デジタル手続法においては、国によるデータベースの整備やデータ連携の促進を目的として以下の改正が予定されている。

- 情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ確かなデータ連携のため、データの品質の確保の措置について定める旨を規定。
- 政府は「公的基礎情報データベース整備改善計画」を作成し、国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨を規定。
- 他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする。
- 国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、国立印刷局及び情報処理推進機構（IPA）に対し、必要な協力を求めることができるものとする。



Crossing for

総合電機メーカーならではの
強みを掛け合わせて、社会課題の解決へいち早く。
三菱電機は、そんな思いのもと、
ITソリューションを進化させていきます。

エネルギー	公共	交通	ビル	宇宙・通信
産業・FA	自動車機器	半導体・電子デバイス	空調・冷熱	ホームエレクトロニクス

ITソリューション

AI
IoT
ビッグデータ
セキュリティ
電子認証

力を、掛け算。

三菱電機のITソリューション

www.MitsubishiElectric.co.jp/it/
三菱電機株式会社

独立行政法人国立印刷局法

印刷局の業務の範囲等を定めた法律で、銀行券（紙幣）の製造や官報及び内閣所管の機密文書の印刷等の業務が規定されている。

データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化として、新たに関連業務が印刷局の業務に追加される予定だ。

- 国の公的基礎情報データベースを効果的に整備する観点から、国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加。

情報処理の促進に関する法律

電子計算機の高度利用やプログラム開発の促進、情報処理サービス業育成等により情報化社会の要請に応えることを目的として規定された法律である。印刷局法と同じく、データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化のための改正が予定されている。

- データ連携促進等の観点から、情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加。

マイナンバー法

正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」。社会保障・税番号制度が導入される契機となった法律で、行政機関等がマイナンバーを暗号化した符号を連携キーとして、他の行政機関等

に必要な情報を照会することによって、手続き時の簡素化及び国民の利便性向上を図るもの。3つの観点から改正が予定されている。

① 特定個人情報の正確性の確保

- マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨を規定。

② 次期マイナンバーカードの導入に必要となる措置

- 次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。

③ マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

- スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。

このように、冒頭に紹介した3つの原則を推進するため、データの品質確保に関する項目を定め、あわせて業務範囲の見直しを行う。これにより、法人が登記事項を変更した際の手続きが簡素化され、スマートフォンだけでマイナンバーによる本人確認ができるようになる予定だ。

FUJITSU

未来はいつも、
誰かの想いからはじまる。

世界に、未来への確信を届けたい。
社会課題を解決する「Fujitsu Uvance」から。

Fujitsu Uvanceの取り組みについてはコチラ



Fujitsu
Uvance